（記載上の注意）

1　「所属信用協同組合の名称」には、所属信用協同組合（協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。）第6条の3第3項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。）の名称を記載すること。二以上の所属信用協同組合があるときは、全ての所属信用協同組合の名称を記載すること。

2　法第6条の4に規定する信用組合等が信用協同組合代理業を行う場合にあっては、許可番号に代えて、同条の規定により信用協同組合代理業を行う者である旨を表示すること。

3　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（保険業法施行規則の一部改正）

第五条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（届出事項等） **第八十五条**　法第百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 ［一～十四　略］ 十五　削除 ［十六～十八　略］ ［2～6　略］ （外国保険会社等の届出事項等） **第百六十六条**　法第二百九条第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 ［一～六の三　略］ 六の四　［略］ ［号を削る。］ ［七・八　略］ ［2～5　略］ （届出事項） **第二百十条の十四**　［略］ 2　法第二百七十一条の三十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 ［一～七　略］	（届出事項等） **第八十五条**　［同上］ ［一～十四　同上］ 十五　保険会社が法第百十一条第一項又は第二項の規定により作成した書類について縦覧を開始した場合 ［十六～十八　同上］ ［2～6　同上］ （外国保険会社等の届出事項等） **第百六十六条**　［同上］ ［一～六の三　同上］ 六の三の二　［同上］ 六の四　外国保険会社等が法第百九十九条で準用する法第百十一条第一項の規定により作成した書類について縦覧を開始した場合 ［七・八　同上］ ［2～5　同上］ （届出事項） **第二百十条の十四**　［同上］ 2　［同上］ ［一～七　同上］